

引上げ分の地方消費税収が充てられる  
社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)	・ 引上げ分の地方消費税収	110,000 千円
(歳出)	・ 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費	1,096,873 千円

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

項目	予算科目			平成 3 1 年度 当初予算	特定財源			一般財源		
	款	項	目		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他	
社会福祉	社会福祉費		障害者福祉費	383,707	260,514			23,536	99,657	
			老人福祉費	85,707	821		9,035	14,492	61,359	
			後期高齢者医療対策費	264,823	38,480		4,385	42,405	179,553	
	民生費	児童福祉費	児童措置費	200,423	139,036	24,700	272	6,957	29,458	
			児童館運営費	11,806				2,256	9,550	
			放課後児童健全育成事業費	51,455	26,242		7,594	3,366	14,253	
			児童遊園費	744				142	602	
			母子父子家庭医療費	1,521	528			190	803	
	小計 ①				1,000,186	465,621	24,700	21,286	93,344	395,235
	保健衛生	衛生費	保健衛生費	予防費	93,220	2,385		7,118	15,994	67,723
げんまる 2 1 推進事業費				3,467				662	2,805	
小計 ②				96,687	2,385		7,118	16,656	70,528	
合計 ①+②				1,096,873	468,006	24,700	28,404	110,000	465,763	

※引上げ分は、「社会保障の安定化分」として各経費に按分して充当している。

※平成31年10月に予定されている消費税率改定に伴う地方消費税の増額分については、平成32年度の地方消費税交付金から反映されるため、平成31年度予算では現行の消費税率のまま計算している。